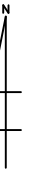


業 務 委 託 設 計 書

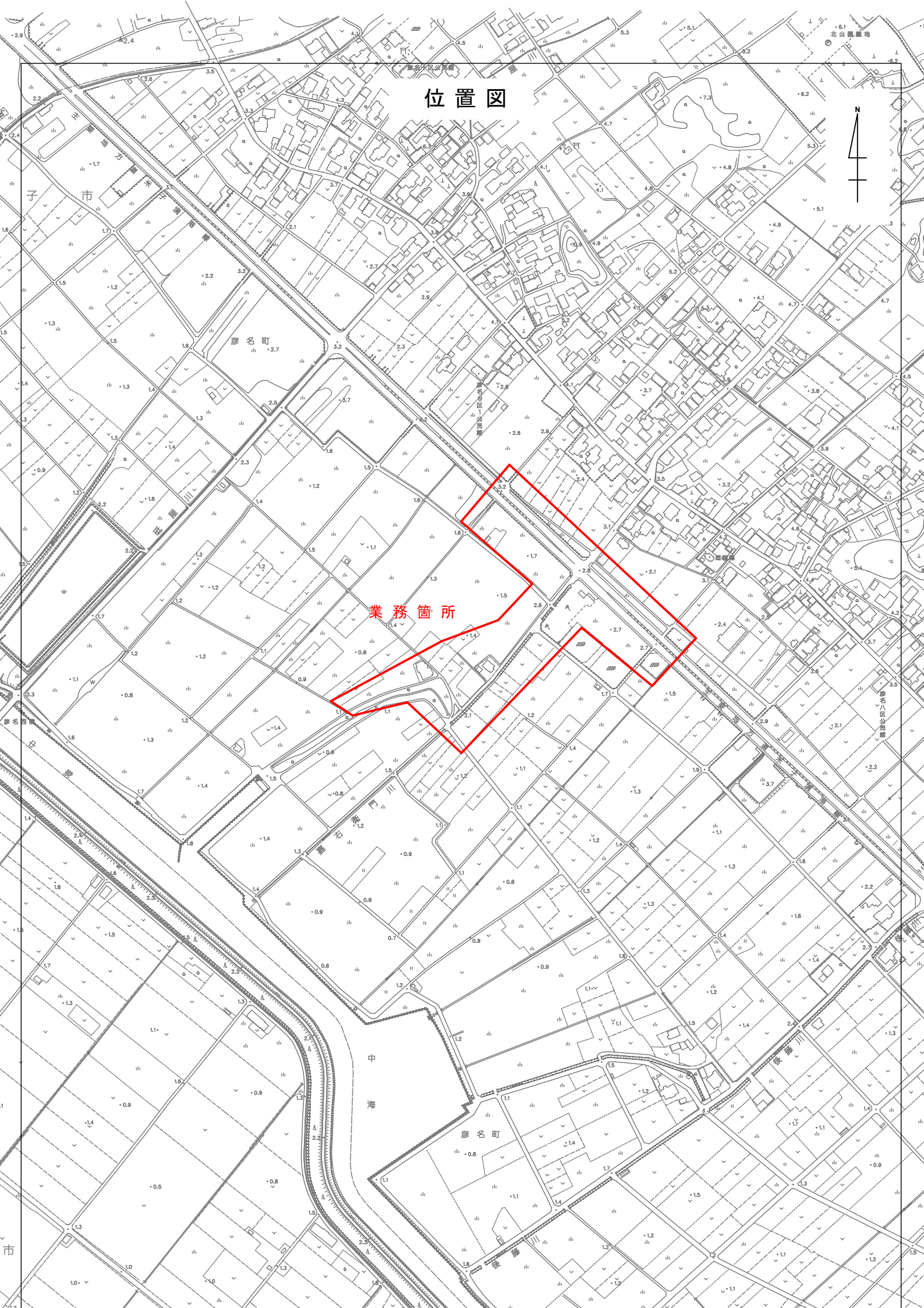
令和 8 年度	業 務 名	一般廃棄物中間処理施設建設候補地進入路測量設計地質調査業務委託
---------	-------	---------------------------------

設 計 金 額	
業 務 期 間	契約日から令和9年2月26日まで
業 務 箇 所	米子市彦名町地内
業 務 概 要	<p>測量業務</p> <ul style="list-style-type: none">・ 基準点測量 一式・ 現地測量 一式・ 路線測量 一式・ 用地測量 一式 <p>設計業務</p> <ul style="list-style-type: none">・ 道路詳細設計 一式・ 交差点予備設計 一式・ 交差点詳細設計 一式 <p>地質調査業務</p> <ul style="list-style-type: none">・ サウンディング及び原位置試験 一式

位置図



業務箇所



数量総括表

業務名	一般廃棄物中間処理施設建設候補地進入路測量設計地質調査業務委託		
費目・工種・施工名称	単位	数量	摘要
測量業務			
共通	一式		
打合せ	業務	1	中間打合せ1回
基準点測量	一式		
4級基準点測量	一式		
4級基準点測量	点	10	
現地測量	一式		
現地測量(作業計画)	業務	1	耕地/平地 縮尺1/500
現地測量 0.022km ²	式	1	耕地/平地 縮尺1/500
路線測量	一式		
作業計画	業務	1	
現地踏査(県道)	k m	0.16	耕地/平地
現地踏査(取付)	k m	0.33	耕地/平地
線形決定	k m	0.49	耕地/平地
IP設置(県道)	k m	0.16	耕地/平地
IP設置(取付)	k m	0.33	耕地/平地
中心線測量(県道)	k m	0.16	交通量3000台以上/12時間 単曲線換算曲線数2
中心線測量(取付)	k m	0.33	交通量1000台未満/12時間 単曲線換算曲線数2
仮BM設置測量(県道)	k m	0.16	耕地/平地
仮BM設置測量(取付)	k m	0.33	耕地/平地
縦断測量(県道)	k m	0.16	耕地/平地
縦断測量(取付)	k m	0.33	耕地/平地
横断測量(県道)	k m	0.16	幅45m未満 測点間隔20m
横断測量(取付)	k m	0.33	幅45m未満 測点間隔20m
用地幅杭設置(県道)	k m	0.16	耕地/平地
用地幅杭設置(取付)	k m	0.33	耕地/平地
用地測量	一式		
作業計画	一式	1	

数量総括表

業務名	一般廃棄物中間処理施設建設候補地進入路測量設計地質調査業務委託		
費目・工種・施工名称	単位	数量	摘要
作業計画	業務	1	
現地踏査	業務	1	
資料調査	一式		
公図等転写連続図作成	万㎡	4.20	
境界確認	一式		
境界確認	万㎡	1.5	耕地
土地境界立会確認書作成	万㎡	1.5	耕地
境界測量	一式		
補助基準点の設置	万㎡	1.5	耕地
境界測量	万㎡	1.5	耕地
用地境界仮杭設置	万㎡	1.5	耕地
用地境界杭設置	本	24	
境界点間測量	一式		
境界点間測量	万㎡	1.5	耕地
面積計算	一式		
面積計算	万㎡	1.5	耕地
用地実測図等の作成	一式		
用地実測図原図作成	万㎡	1.5	
土地調書作成	万㎡	1.5	耕地
登記用資料作成			
登記引照点設置	点	8	
土地調書添付図作成（土地所在図A）	筆	25	
土地調書添付図作成（一部買収による場合）	筆	25	
現地調査書作成	筆	25	

【共通】

業務名：一般廃棄物中間処理施設建設候補地進入路測量設計地質調査業務委託

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は、鳥取県西部圏域における一般廃棄物を処理するための新しい一般廃棄物中間処理施設建設候補地への進入路を整備するために実施するものである。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、最新の「測量業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」、「地質・土質調査共通仕様書」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		測量業務 ・4級基準点測量 10点 ・現地測量 0.022km ² 1式 ・路線測量(測点間隔 20m) 1式 県道 0.16km 取付道 0.33km ・用地測量 1式 設計業務 ・道路詳細設計 0.33km 1式 ・平面交差点予備設計 1箇所 ・平面交差点詳細設計 1箇所 地質調査業務 ・CBR試験 3箇所
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への手続き状況は未協議以下のとおりである。 なお、これら以外の機関と協議が必要となる場合が想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。 ・接続する県道管理者と、形状変更について未協議である。 ・水路付替について、管理者と未協議である。 ・交差点協議について鳥取県公安委員会と未協議である。
追加	1			地元関係者との交渉等		・業務期間内に事業説明会を行うこととしており、その結果を設計に反映させる必要があるため、調査職員に協議すること。 ・個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書 2部 ・図面(A3縮小版)2部 ・電子媒体 1部 (CD-R、DVD-R、HDD 又はフラッシュメモリー等)
追加				関連業務		本業務は、以下の業務と関連するため、相互の連絡調整を綿密に行うこと。 ・一般廃棄物中間処理施設建設候補地測量業務委託 ・一般廃棄物中間処理施設建設候補地地質調査業務委託 ・一般廃棄物中間処理施設整備基本計画策定・環境影響評価等業務委託

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				疑義等		本業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウエズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、 https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				真夏日以上の日に現場作業を見送った場合の履行期間の延長		<p>真夏日以上の日(※)に、現地踏査、測量、ボーリング、調査等の現場作業の実施を見送った場合、見送った期間に相当する日数分、履行期間を延長することができる。</p> <p>現場作業を見送った場合は、当該月の履行報告書に見送った期間に相当する日数の累計を明記すること。</p> <p>履行期間の延長を希望する場合は、当該現場作業が完了した日以降に、履行期間の延長について調査職員と協議すること。</p> <p>なお、見送った期間に相当する日数には、現場作業日数だけでなく、再準備等に要した日数も含まれる。</p> <p>積上げる日数は日単位とし、半日、時間単位の作業予定であったとしても1日として加算する。</p> <p>※真夏日以上の日とは、予報値で湿球黒球温度(WBGT)28℃以上又は日最高気温が31℃以上の日をいう。</p> <p>なお、夜間作業の場合は作業時間帯の予報値が湿球黒球温度(WBGT)28℃以上又は日最高気温が31℃以上の日をいう。</p>
追加				熱中症対策に係る現場施設、設備に要する費用		熱中症対策に係る、主に現場の施設や設備に要する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上することができる。希望する場合は、施設・設備の種類、規模、設置期間及び概算費用について、事前に調査職員と協議すること。
追加				賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱い		<p>本業務は「測量等業務における賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱い」(令和8年3月5日付第202500244570号県土整備部長通知)の対象である。</p> <p>請求等の取扱いについては、本業務調達公告日時点で最新の取扱いによること。</p>

【 測量業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
	1		105	業務の実施		<p>当業務は測量法の公共測量に該当する。</p> <p>調査職員が、測量法第 36 条(実施計画書の提出)の提出及び第 14 条(実施の公示)の通知等を行うので、受注者は、調査職員から指示があるまで現地着手することができない。</p> <p>ただし、これにより難しい場合は、調査職員と協議すること。</p>
	1		113	打合せ等	2 5	<p>本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。</p> <p>・当初・中間・成果納品時</p> <p>なお、業務着手時及び業務完了時には主任技術者は立ち会うこと。</p>
	1		116	関係官公庁への手続き等		<p>受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。</p> <p>また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</p> <p>受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。</p> <p>受注者は、測量法第 14 条(実施の公示)、第 21 条(永久標識及び一時標識に関する通知)、第 23 条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第 36 条(実施計画書の提出)、第 37 条(公共測量の表示等)、第 40 条(測量成果の提出)等の手続きに必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。</p> <p>調査職員が作業規程の準則第 15 条に基づく測量成果検定の実施を指示した場合、受注者は、測量成果検定を受けるものとする。</p>

【設計業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
1	1		1110	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、5回を予定している。 ・当初・中間3回・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
1	2		1209	設計業務の条件	1	【設計条件】 設計条件については初回打合せ時に確認することとする。
					9	【建設副産物・リサイクル】 鳥取県建設リサイクル指針、県土整備部リサイクル製品使用基準等に基づき、リサイクル製品、鳥取県認定グリーン商品等の積極的活用を図ること。 なお、リサイクル計画書の作成に当たり、他工事への搬出可能量等については調査職員に協議すること。
					11	【コスト縮減】 設計に当たっては、完成後の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮し、総合的な評価により工法等を検討すること。
追加				関係機関協議(資料作成)		・関係機関:道路管理者、鳥取県公安委員会
追加				その他		維持管理の観点から、形状、構造、使用材料、施工方法等について、十分配慮した設計とすること。

年 月 日

入 札 書 (第 回)

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成8年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）第2条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和3年鳥取県西部広域行政管理組合規則第7号）第2条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

件 名	一般廃棄物中間処理施設建設候補地進入路測量設計地質調査業務委託
業 務 場 所	米子市彦名町地内
入 札 金 額	金 円

注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

年 月 日

辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

記

- 1 件 名 一般廃棄物中間処理施設建設候補地進入路測量設計地質調査業務委託
- 2 開 札 日 年 月 日
- 3 辞 退 理 由

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に貼付してご使用ください。

配達日
指定郵便

配達指定日

令和8年6月29日（月曜日）

入
札
書
在
中

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入 札 番 号	広ご4
案 件 名	一般廃棄物中間処理施設建設候補地進入路測量設計地質調査業務委託
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。